

児童生徒を性暴力等から守るために

令和4年4月1日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。この法律では、児童生徒等の尊厳を守るため、「児童生徒性暴力等」の定義のほか、児童生徒性暴力等の防止に関する措置、早期発見・対処に関する措置等が定められています。

児童生徒への性暴力等とは…例えば、次のようなことを言います

- ☐性交やわいせつ行為（たとえ両者の同意があったとしても禁止）
- ☐盗撮行為 ☐性的な部位や、身体の一部に触れる痴漢行為
- ☐性的羞恥心を害する言動（セクシュアル・ハラスメント）



次のような行為は、「児童生徒への性暴力等」には該当しません

- 教員が学校行事や授業の様子を記録用に写真撮影した。
- 体育のマット運動の授業で、教員が児童の補助のために手足や背中に触れて指導を行った。
- 授業中、性に関する指導を学習指導要領に沿って実施したが、発達段階により、児童生徒が恥ずかしさを感じた。
- 体調不良等の緊急時に、児童生徒の手当てのため、身体の一部に触れた。

児童生徒と教師が接するときのルール

埼玉県教育委員会では、教職員が児童生徒と接するときのルールを決めています。

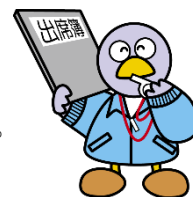
☐児童生徒と絶対に交際しない

両者の同意があったとしても、絶対に交際してはいけません。

☐メールやSNSを使った私的な連絡はしない

学校から児童生徒への連絡については、すべて保護者を通して行います。

☐校外で私的に会わない、教師の運転する車に乗せない



児童生徒への性暴力等に関する報告・相談窓口

児童生徒を性暴力等から守るため、心配なこと等がある場合には、下記の鴻巣市教育委員会窓口、または、埼玉県教育委員会窓口にご相談ください。

● 鴻巣市教育委員会 ●

学務課教職員担当

Tel048-544-1213

● 埼玉県教育委員会 ●

教職員コンプライアンス相談ホットライン

Tel048-830-6629

学校相談窓口

Tel048-830-6737